

01	1: 新規
	2: 更新

※ 02 受付番号	
-----------	--

※ 03 業者コード	
------------	--

※ 申請者 04 の規模	05 適格組 合証明 第	年	月	日	号
-----------------	-----------------	---	---	---	---

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

※受付印欄

令和 3・4 年度において、八幡浜市で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日
 八幡浜市長 大城 一郎 様

06 本社(店)郵便番号		07 法人番号	
--------------	--	---------	--

フリガナ

08 本社(店)住所	
------------	--

フリガナ

09 商号又は名称	
-----------	--

10 役職	
-------	--

フリガナ

代表者氏名

フリガナ

11 担当者氏名

12 本社(店)電話番号	
--------------	--

13 担当者電話番号	
------------	--

(内線番号)

14 本社(店)FAX番号	
---------------	--

15 電子入札用ICカードの登録番号	
--------------------	--

16 メールアドレス	
------------	--

(17 代理申請時使用欄)

17 申請代理人	申請代理人郵便番号
----------	-----------

申請代理人住 所

申請代理人電話番号

申請代理人氏 名

18 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	号	年 月 日	建築士事務所	号	年 月 日	建設コンサルタント	号	年 月 日
地質調査業者	号	年 月 日	補償コンサルタント	号	年 月 日	不動産鑑定業者	号	年 月 日
土地家屋調査士	号	年 月 日	司法書士	号	年 月 日	計量証明事業者	号	年 月 日
	号	年 月 日		号	年 月 日		号	年 月 日

19 設立年月日(和暦)

明治 大正 年 月 日
 昭和 平成 年 月 日
 令和

20 みなし大企業

下記のいずれかに該当する 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

※ 受付番号

※ 業者コード

業 態 調 査 書 (測量・建設コンサルタント等)

測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)における企業ID

公共建築設計者情報システム(PUBDIS)における会社コード

(8桁又は10桁)

(8桁)

登録部門及び希望業務の確認

登録部門及び希望業務	測量											建築関係建設コンサルタント業務											土木関係建設コンサルタント業務											地質調査	補償関係コンサルタント業務														
	測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械積算	電気積算	工事監理(建築)	工事監理(電気)	工事監理(機械)	調査	耐震診断	地区計画及び地域計画	河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎		鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画・施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	交通量調査	環境調査	経済調査	分析・解析	宅地造成	電算関係	計算業務	資料等整理	施工管理
登録																																																	
希望																																																	

記載要領

- 1 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。
- 2 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。
- 3 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。
- 4 工事監理(建築)、工事監理(電気)及び工事監理(機械)については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。

